

参加費無料
申込必要

公益社団法人大川三瀧法人会主催

税務研修会

定員:30人

テーマ

「スマホを使った 確定申告」

日時

令和4年1月20日(木)

18時00分～19時00分

場所

大川税務署 1階 大会議室

福岡県大川市大字榎津 325-1

講師

大川税務署 調査部門

統括国税調査官

本多隆二氏

申込締切

1月12日(水)

新型コロナウイルス感染症の影響による様々な制約がある中、国税局では納税者の利便性を向上させるため、令和3年分の確定申告においては、e-TAXやダイレクト納付などのキャッシュレスによる納税制度を普及させる環境整備が重要であると考えられています。

また、皆さんが税務署等に出向くことなく、自宅から簡単に申告ができるように、スマホを使用しての確定申告も推進されています。

今回は、給与所得者や年金所得者で、医療費控除や寄付控除等により還付申告を行う会社役員や従業員さんを対象とした研修会です。

その場で申告もできます。(裏面参照)

皆様のご参加をお待ちしております。

問合せ・申込み(どなたでも参加できます)

公益社団法人 大川三瀧法人会

〒831-0016

福岡県大川市大字酒見221-6

大川商工会館内

電話 0944-87-8384

FAX 0944-88-2889

ご参加の際は、マスク着用をお願い致します。

1月20日開催

税務研修会 参加申込書

定員になり次第締め切ります。

(公社)大川三瀧法人会 行

FAX 0944-88-2889

申込締切1月12日(水)

会社名		電話	
氏名		FAX	

※ 参加申込書に記載されました内容は、研修会関係に必要な事務手続以外には使用いたしません。
申込用紙が足りない場合は本紙をコピーしてご対応ください。

スマホで申告できるのは次の方々です。

- ① 給与所得者で、源泉徴収はされているが年末調整を行っていない者
(例：中途退職者、パートやアルバイト収入で源泉徴収されている)
- ② 年金受給者で還付申告となる者
- ③ 給与所得者や年金所得者で、医療費控除や寄付金控除により還付申告を行う者

必要書類・・・・・・・・・・

- ① 源泉徴収票
- ② 医療費明細書や領収証で医療費控除の対象となるもの
- ③ 寄付金控除証明書等
- ④ 追加で控除を受けようとする生命保険控除証明書、損害保険料控除証明書等
- ⑤ マイナンバーカード
※ 利用者証明用電子証明書等のパスワードが必要となります。
- ⑥ マイナンバーカードを申請していない方は、本人に限り「ID・パスワード方式」で申告できます。
※ 以前に「ID・パスワード方式」で申告されている方は、そのID・パスワードを使用します。

= 大川税務署より =

必要書類等についてののお問い合わせは、

大川税務署 調査部門担当者（0944-87-2127）へおたずねください。

なお、研修会に参加される方（当日申告される方）で事前に住所、氏名、生年月日をお聞かせ頂ければ、「ID・パスワード」をお持ちかどうかの確認が可能です。